

信濃川水系学識者会議 公開規定

第1条（目的）

本規定は、信濃川水系学識者会議規約第5条に基づき、信濃川水系学識者会議（以下「会議等」という）の公開方法を定めるものである。

第2条（会議等開催の通知）

会議等の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに信濃川水系河川整備計画ホームページ（以下「ＨＰ」という）により一般に周知する。

第3条（会議等の傍聴）

会議等は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配布）

会議等で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議等の場で傍聴人にも配布する。

第5条（資料等の公開）

会議等で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ＨＰにて公表するとともに、下記の場所にて縦覧する。

- 2 事務局は会議が終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後ＨＰにて公表するとともに下記の場所にて縦覧する。
- 3 資料等の縦覧場所は下記のとおりとする。
 - ・北陸地方整備局河川部
 - ・北陸地方整備局信濃川河川事務所及びその出張所等（大河津出張所、長岡出張所、越路出張所、十日町出張所、堀之内出張所、妙見堰管理支所）
 - ・北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及びその出張所（三条出張所、関屋出張所）
 - ・北陸地方整備局千曲川河川事務所及びその出張所（長野出張所、戸倉出張所、中野出張所、松本出張所）
 - ・北陸地方整備局三国川ダム管理所
 - ・北陸地方整備局大町ダム管理所

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、信濃川水系学識者会議全体調整会議で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規約は、平成20年8月21日より施行する。